

国立大学法人会計基準の改訂について

令和3年10月

はじめに

文部科学省では国立大学法人会計基準等検討会議を設置し、有識者の方々からご意見をいただきつつ、令和4事業年度からの適用に向けて国立大学法人会計基準の改訂を進めております。

今般、主な改訂点が確定したことから、国立大学法人等の役職員の方々に限らず、多くのステークホルダーの方々にご覧いただくため、文部科学省のホームページに掲載させていただきました。

これまでの議論の内容につきましては、文部科学省の国立大学法人会計基準等検討会議のホームページ([リンク](#))をご覧ください。

ご意見等がございましたら、下記までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

文部科学省 高等教育局

国立大学法人支援課 財務分析係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話:03-5253-4111(代表) 内線 2745

メールアドレス: zaibun@mext.go.jp

国立大学法人会計基準の改訂のきっかけ

●多様なステークホルダーにとって理解しやすい財務諸表

社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学経営への転換を目指すためには、国以外の多様なステークホルダーに対して、理解しやすい財務諸表等の開示が求められている。

国の責任と国立大学法人等の責任を区別しつつ、寄附者や投資家など民間のステークホルダーへのアカウンタビリティを果たすことができるよう、資産見返負債の会計処理や損益外処理の在り方、科学研究費補助金等の情報開示などについて改訂を行う。

※国立大学法人及び大学共同利用機関法人を「国立大学法人等」という。

●「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」の新設や独立行政法人会計基準の改訂に合わせた改訂

独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」が平成29年9月に公表された。

これを受けて、教育研究を主たる業務としている等の国立大学法人等の特性を踏まえ、国立大学法人会計基準等検討会議において「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」を取りまとめる予定である。

これに基づき、国立大学法人会計基準における財務報告の基礎にある前提や概念について整理・改訂を行う。

また、独立行政法人会計基準の改訂に合わせて、必要な部分を改訂する。

令和4事業年度からの国立大学法人会計基準等の改訂案1/2

主な項目	現行	令和4事業年度からの改訂案
損益均衡会計 (資産見返負債)	損益均衡を目的として、運営費交付金、寄附金、補助金等を財源に固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に合わせて収益化。	一般に分かりにくい <u>資産見返負債の処理を廃止</u> し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、収益化。 <u>ただし機関補助金は、資産除却時に返還を求められる可能性等を考慮し、資産見返負債の会計処理を継続</u> (勘定科目は長期繰延補助金等に変更)。
損益外処理	法人が責任を負わないコストについては損益外処理を行い、損益計算書上のコストとしては扱わず、国立大学法人等業務実施コスト計算書で開示。	引き続き、損益外コストは損益計算書上のコストとしては扱わず、 <u>損益計算書の欄外に「資本剰余金を減額したコスト等」として注記</u> 。「損益外」という名称が分かりにくいことから、独立行政法人会計基準にあわせて勘定科目等を変更。
引当外処理	運営費交付金等で措置される退職給付等のコストについては、引当外処理を行い、貸借対照表や損益計算書に計上しない。	引き続き、貸借対照表や損益計算書には計上しない。 <u>損益計算書の欄外に「資本剰余金を減額したコスト等」として注記</u> 。

令和4事業年度からの国立大学法人会計基準等の改訂案2/2

主な項目	現行	令和4事業年度からの改訂案
国立大学法人等業務実施コスト計算書	損益計算書をもとに、損益外の費用や引当外の費用、機会費用等を加味して、国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストを表示。	損益外・引当外のコストを損益計算書の欄外に新たに注記することになったことから、これらの情報と機会費用等の情報を集約した「 <u>国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト</u> 」の注記を新設。 <u>国立大学法人等業務実施コスト計算書は廃止。</u>
科学研究費補助金等(科研費)に関する注記	科研費の当年度の獲得状況は附属明細書で開示。 受け入れた科研費は預り金として処理され、当年度の支出額は開示されていない。	当年度の研究活動の規模を明らかにするため、 <u>科研費の直接経費の受入額と支出額を損益計算書の欄外に注記。</u>
セグメント情報の詳細開示	セグメント情報は附属明細書で開示されているが、学部研究科の損益や資産の情報の開示までは義務付けられていない。	<u>学部研究科ごとの費用・収益・資産の情報を財務諸表等(事業報告書を含む)で開示。</u>
その他	—	企業会計及び独立行政法人会計にあわせ、 <u>純資産変動計算書を新設、等</u>

国立大学法人会計基準の改訂による主な変更点のイメージ

＜資産見返負債の原則廃止＞

○令和3年度まで

貸借対照表

資産 建物 60	負債 資産見返負債 60
	純資産

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (資産見返負債戻入)	20	20	20

○令和4年度以降



財源は資産見返負債に振り替えず
固定資産取得時に全額収益化

貸借対照表

資産 建物 60	負債
	純資産 (純利益60)

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (〈例〉運営費交付金収益)	60	0	0

＜損益外コスト・引当外コストの注記＞

○令和3年度まで

損益計算書	
経常費用	××
経常収益	××
経常利益	××
当期総利益	××

国立大学法人等 業務実施コスト計算書	
損益外減価償却相当額	××
損益外減損損失相当額	××
引当外退職給付増加見積額	××
国立大学法人等業務実施コスト	××

○令和4年度以降

損益計算書	
経常費用	××
経常収益	××
経常利益	××
当期総利益	××

国立大学法人等 業務実施コスト計算書	
廃止	

(注) 資本剰余金を減額したコスト等
減価償却相当額 ××

減損損失相当額 ××

退職給付引当増加相当額 ××

資本剰余金を減額したコスト等 ××

損益外や引当外といった「損益計算書に
含まれていないコスト等」を損益計算書の
直下に注記することで、国立大学法人等
の全体のコストを一覧で表示する。